

小美玉市立竹原小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 10 日策定

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

つまり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、行為の対象となった者の立場に立って行うとする。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの子供、どの学校、どの学級でも起こり得るものであるが、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。」と考え、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力をして、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、人権集会等を効果的に行うなど教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることに気付かせ、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。さらに、いじめ未然防止等の職員研修を行い、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導に全職員で努める。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ②人権に関する活動（人権集会）を行う。
- ③他者との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心情を高めるため、たて割り班活動（キッズグループ）を行う。
- ④道徳の時間を中心に、心と心の連携を図る。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活動できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・たて割り班活動（キッズグループ）の充実

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等を活用して、ソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせたり、他者から認められる自分の存在を感じさせたりすることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる活動の充実と、相互交流を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 学校内の組織

「いじめ防止・生徒指導対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、その他の関係者によるいじめ防止のための校内組織として設置する。ただし、小規模校である本校の実態から基本的には全職員で対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、担任は生徒指導主事に連絡をする。その後、「緊急生徒指導対策委員会」を開催し迅速な対応を行う。

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、養護教諭、教育相談担当職員、担任、ＳＣ、ＳＳＷ、警察署員、市教育委員会職員、ＰＴＡ会長 等

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

			児童へ直接関わる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの早期発見			○ 毎月「学校生活アンケート」を行い児童の悩みや人間関係を把握 ○ ＱＵテスト（年２回）の結果をもとに学校生活における子供一人一人のつまづき等を事前に把握し、支援を行う。 ○ 「オンライン相談窓口」の開設により、不安や悩みを抱える児童がＳＯＳを出せる環境づくりをする。 ○ 集団から離れて一人でいる児童への声かけ	○ 日常的・積極的な子供との会話 ○ 服装の汚れや乱れ、怪我のチェック ○ 問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○ 本人及び周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の把握 ○ 被害が継続しない体制づくり（休憩時間・登下校時の見回り） ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○ 事実や心情の把握(子供を守る強い姿勢を見せること・子供の話を聞くこと) ○ 問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力
		いじめた側	○ 事実の確認 ○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（警察、児童相談所、家庭支援センター）との連携	○ いじめられた児童を守る対応することへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○ 被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）

いじめの早期対応	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○ 本人及び周囲からの聞き取りによる精神的な被害の把握 ○ 被害が継続しない体制づくり（教師による休憩時間・登下校時の見回り） ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○ 事実や心情の把握（子供を守る強い姿勢を見せること、子供の話を聞くこと） ○ 問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力
		いじめた側	○ 事実の確認 ○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（教育相談、ＳＳＷ、ＳＣ等）との連携	○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○ 被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○ 苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○ 本人及び周囲からの聞き取りによるつらさの的確な把握 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○ 事実や心情の把握（子供を守る強い姿勢を見せること、子供の話を聞くこと） ○ 問題解決に向けた学校の指導方針への理解と協力
		いじめた側	○ 事実の確認 ○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（ＳＳＷ、ＳＣ、児童相談所等）との連携	○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○ 傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○ 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者に話せるよう指導 ○ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

5 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合に次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係について説明する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実と真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価項目に加え、適正に対応の取組を評価する。

ア いじめの未然防止に関する取組に関すること

イ いじめの早期発見に関する取組に関すること

ウ いじめへ対応するための取組に関すること

エ いじめの再発を防止するための取組に関すること

オ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や基本方針等について体系的に見直しを行う。また、必要に応じて計画等の修正等を行い、学校及び家庭、地域が一体となり、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。